

入 札 公 告

福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 15 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加するものに必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 3 に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における ISMS（JIS Q 27001（ISO／IEC 27001））による認証及び同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 都道府県に対して住民基本台帳ネットワークシステムの賃貸借（構築及び保守）の実績があること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時 15 分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受

けること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県総務部市町村行政課

電話 024-521-7057

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配付期間 令和 7 年 4 月 15 日（火）から同月 21 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 50 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 1 時 30 分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎 2 階総務課分室（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時 15 分までに 3 に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加をする者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 本公告に関する問い合わせ先

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県総務部市町村行政課

電話 024-521-7057（直通） FAX 024-521-7904